

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 役員給与の期中増額

Q : 今期の業績がいいので、役員給与を増額しようと思います。この場合の役員給与はどのように取り扱われますか？

A : 増額部分は損金不算入となります。

【解説】

期中における役員給与の改定は、次に該当する場合を除き、原則として、その事業年度における定期給与の全額が損金不算入となります。

- ① 会計期間3月経過日までに給与改定された場合における改定前及び改定後の定期給与
- ② 経営の状況が著しく悪化した事その他これに類する理由により定期給与が改定された場合

ご質問の場合は、①②に該当せず当初の定期給与を増額するということから、定期給与は損金算入することができませんが、この場合には、当初に定期給与の額として定めていた金額は、引き続き定期同額給与の支給が行われているものと考えられ、増額部分だけが損金不算入となります。

なお、経営が悪化したものの著しい悪化までには至らない場合の定期給与の減額についても、原則として定期給与の額の全額が損金に算入されないのですが、減額前後において定額給与を支給しているときは、減額改定前の定期給与の額のうち減額改定後の給与の額を超える部分の金額のみを損金不算入とすることが認められます。

